

西東京市選挙管理委員会告示第 48 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数(条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数)並びに市町村の合併の特例に関する法律(平成 16 年法律第 59 号)第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数(合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数)を、同条第 30 項において準用する地方自治法第 74 条第 5 項及び同法第 75 条第 6 項において準用する同法第 74 条第 5 項の規定により次のとおり告示します。

令和 8 年 3 月 2 日

西東京市選挙管理委員会

3, 431 人